

国家の裁判権は、その領域内にあるすべての人に及ぶというのが原則である。しかし、我が国を含め多くの国では、例外として一定の者について、全面的に又は一定の範囲において、裁判権が免除されることを認めており、これを民事裁判権の対人的制約という。この制約のうち、国際法上の対人的制約には、外国国家の主権免除（国家免除）と外交官及び領事官等に関する裁判権からの免除がある。詳細な説明は、前者については、国際民事事件手続ハンドブック第2編、後者については同第3編を参照されたい。

(1) 裁判権等の免除を享有する者であるかどうかに関する調査について（平成6年12月15日付け最高裁民二第424号事務総長通達「外交特権を有する者等の裁判権等の免除の放棄に関する照会について」）

事件の申立てを受けた者又は証人として証言を求める必要の生じた者が裁判権等の免除を享有する者であるかどうかを調査するために必要な場合には、受訴裁判所は、外務省に対して資料の提出を求めることができる、その旨を最高裁判所に依頼する。

(2) 外交特権を有する者等の裁判権等の免除の放棄に関する照会について

ア 外交特権者の裁判権等の免除の放棄について

(7) 事件の当事者となる場合

a 我が国に駐在する外国の大使、公使又は外交使節団の職員等で外交上の特権及び免除を享有するもの（以下「外交特権者」という。）に対する民事、刑事、家事及び少年の事件（以下単に「事件」という。）の申立てがあった場合には、裁判所は、当該外交特権者の派遣国がこの者に対する裁判権等の免除を放棄するかどうかを外務省において確かめることをあらかじめ最高裁判所に依頼する（裁判権免除照会依頼様式1）。

b 裁判所は、aの定めによる依頼をする場合には、訴状等の写しを添付する。この場合においては、できる限り訴状等の当該外国語訳文を添付する。ただし、当該外国語訳文を添付することができない場合には、訴状等に記載の外国の地名人名等の固有名詞には、必ず原語を書き添え、日本の地名、人名等の固有名詞には、振り仮名を付ける。

(イ) 証人として証言を求める場合

(7)の定めは、外交特権者に対し証人として証言を求める必要が生じた場合の証言義務免除の放棄に関する照会について準用する（裁判権免除照会依頼様式2）。この場合において、(7)のbに「訴状等」とあるのは、「尋問事項の要領を記載した書面」と読み替えるものとする。

イ 外交特権者以外の者で裁判権等の免除を享有するものの免除の放棄について

領事官及び領事館職員、各種の代表部の代表及び職員、各種の使節団の団長及び職員並びに各種の国際機関の職員等が裁判権等の免除を享有する場合の免除の放棄に関する照会については、アの(7)の定めに準じて取り扱う。

(3) 外国を相手方とする民事事件について

平成6年12月14日付け最高裁民二第425号事務総長通達「外国を相手方とする民事事件に関する応訴意思の有無等の照会について」は、平成12年4月20日付け最高裁民二第224号事務総長通達により廃止された。ただし、上記通達廃止後においても、裁判体において、当該外国の

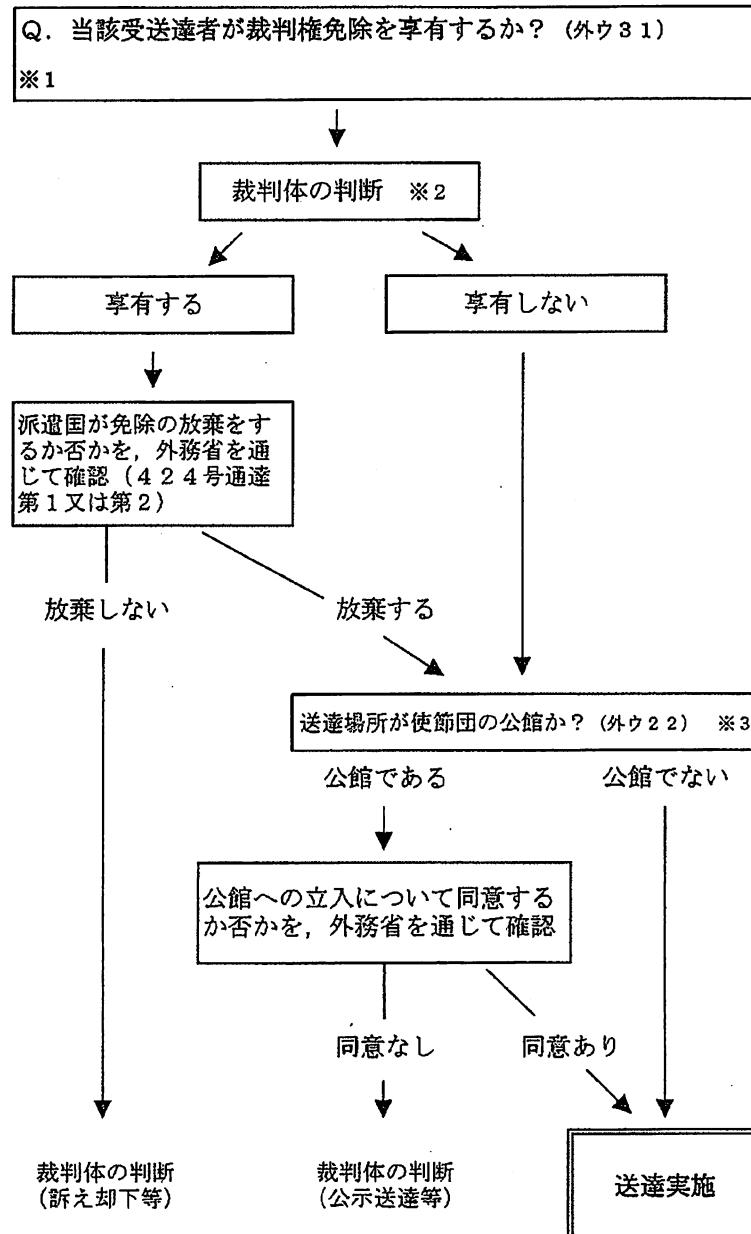
応訴意思の確認が必要と判断したときは、下級裁判所事務処理規則第27条に従い、最高裁判所を経由し、外務省を通じて、当該外国にその旨を確認することとなるとされていた。

その後、平成21年4月17日に、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（以下「対外国民事裁判権法」という。）が成立し、平成22年4月1日に施行された。同法は、裁判権免除を受ける主体、外国等我が国の民事裁判権から免除されない場合及び外国等への訴状等の送達方法等について、国連国家免除条約に準拠した規定を設けるものである。詳細は、国際民事事件手続ハンドブック第2編を参照されたい。

(4) 公館等の不可侵の規定がある場所（大使館等）での送達について

外交関係に関するウィーン条約等により、大使館、領事館又は外交官の個人的住所等、公館等の不可侵の規定がある場所で送達をすることは郵便による場合であってもできないので、これらの場所に宛てて特別送達を発送する場合、使節団の長の同意等を得る必要がある。具体的には、最高裁判所を通じて、事前に外務省から当該大使館等に同意の有無を照会する方法が採られているので、その旨を最高裁判所に依頼する。

外交特権を有する者等が当事者となる事件における照会手続



※1 「外ウ」は、外交関係に関するウィーン条約（昭和39年6月26日条約第14号）をいう。

※2 場合によっては外務省に資料の提出を求め（424号通達第3），それをもとに判断がされている。

※3 使節団の公館とは、所有者のいかんを問わず、使節団のために使用されている建物又はその一部及びこれに附属する土地（使節団の長の住居であるこれらを含む。）をいう（外ウ1（i））。